

森林を健全な状態で次世代に引き継ぐために

森林環境税



福島県の森林は県土の約70%を占め、
豊かな自然環境と良好な生活環境を生み出しています。

この豊かな森林を県民共有の財産として保全し、

健全な状態で次世代に引き継ぐため、

平成18年度から森林環境税を導入し、

「県民一人一人が参画する新たな森林づくり」に取り組んでいます。

県民税均等割に加算して納めていただいている。



● 県内に住所、家屋敷等がある方

1,000円／年

※ただし、前年の合計所得が一定の金額
以下である等、県民税均等割が非課税
の方には課税されません。



● 県内に事務所がある法人等

法人県民税均等割額の10%相当額／年

資本金等の額	年税額
50億円超	80,000円
10億円超～50億円以下	54,000円
1 億円超～10億円以下	13,000円
1 千万円超～1 億円以下	5,000円
上記以外の法人等	2,000円

税収 約10億円／年



うつくしま、ふくしま。
福島県

森林には私たちの暮らしを支えてくれるたくさんの働きがあります。



土砂流出や災害防止

樹木の根や地表を覆う落ち葉・下草により、降雨などによる土砂の流出を防止します。

水源のかん養

地中に雨水を貯めることで、洪水や渇水を緩和し、水をきれいにします。

二酸化炭素の吸収固定

大気中の二酸化炭素を吸収し、幹や根に炭素を貯めることで、地球温暖化を防止します。

再生可能な資源、木材供給

木を植えて育てれば、何度も繰り返し木材を生産し、利用できます。

手入れや利用が行われずに放置され、これらの働きが十分に生かされていない森林が増えています。

森林を荒廃から守り、健全な状態で次世代に引き継いでいくよう、「県民一人一人が参画する新たな森林づくり」に取り組んでいます。

県事業 (75.0%)

※()内は平成21年度
当初予算に占める割合

森林環境を保全するための事業(72.1%)

- ①森林環境の適正な保全(68.0%)
 - ・水源区域の森林整備
 - ・森林GISを活用した森林情報の提供
- ②森林資源の利用促進(4.1%)
 - ・間伐材の搬出、運搬支援及び利用促進

森林づくりの意識を醸成するための事業(2.9%)

- ③県民参画の推進(1.7%)
 - ・森林環境学習の推進
 - ・森林ボランティア活動の支援
- ④森林文化の復興(0.5%)
- ⑤森林環境の調査研究(0.2%)
- ⑥森林環境基金の運営(0.5%)
 - ・森林環境税による取り組みの広報
 - ・第三者機関「森林の未来を考える懇談会」の開催

森林環境の適正な保全

森林整備事業

手入れが行われず荒廃が懸念される森林のうち、公益的機能の高い水源区域で、県が森林所有者に代わって間伐などの森林整備を行っています。

- ・対象林：荒廃が懸念される飲料用水の取水源となっている区域(約360地区)の私有林(保安林等を除く。)
- ・事業計画：9,000ha(平成18～22年度)　※実績：約4,600ha(平成18～20年度)

①森林の現況調査

②森林管理協定の締結

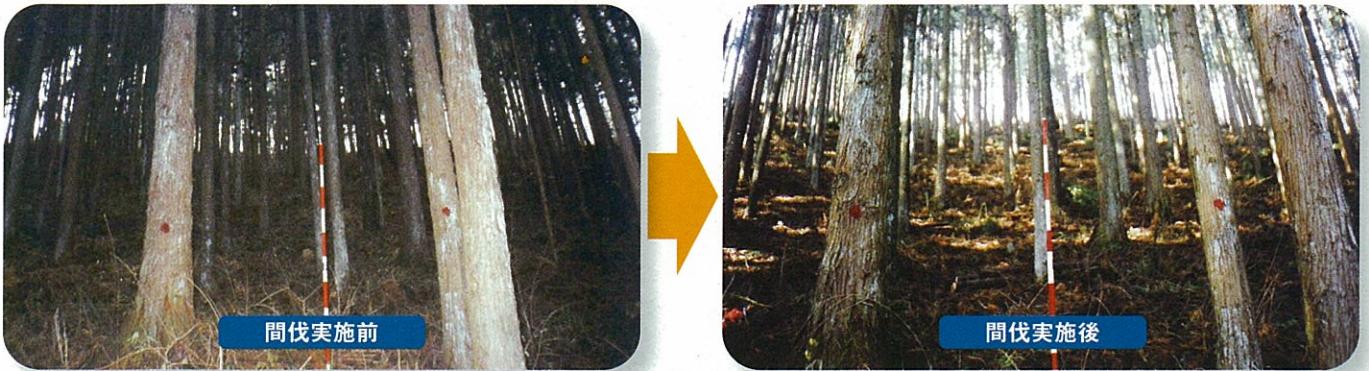
③県が林業事業体へ委託

事業にご協力いただく森林所有者の皆様には、事業実施後の公益的機能が持続的に発揮されるよう、県及び市町村の三者による管理協定を締結していただくことになります。
→15年間の協定期間中における全面伐採や森林以外への転用禁止。

森林整備促進事業

水源区域の私有林等における間伐施業に対して、補助金を交付しています。

- ・対象林：水源区域の私有林(市町村有林等の一部も対象→市町村事業)
- ・補助率：標準経費の75%以内



森林資源の利用促進

間伐材搬出支援事業

間伐の搬出に必要な作業路の整備、原木市場等への間伐材の運搬に対して、補助金を交付しています。

- 補助率 作業路の整備：500円／m 原木市場等への運搬：500円／m³

間伐材利用促進事業

- 県有施設等への間伐材利用を進めています。
(県有施設の内装木質化、外構施設整備、製品の設置)
- 民間施設へのペレットストーブの設置に対して、補助金を交付しています。

- 補助率：5万円／台（民間施設へのペレットストーブ設置）



県民参画の推進

● 森林環境学習を推進しています。

(森林環境ゼミナール・指導者養成セミナーの開催、県有林・県立高校学校林のフィールド整備、県立学校での体験学習等)

● 森林ボランティア活動を支援しています。

(情報提供、森林ボランティアサポートセンターでの相談受付、指導者養成講座の開催、民間企業へのフィールド情報の提供等)



森林文化の復興

各地域に根ざした森林文化を見直し、分かりやすい形で情報発信しています。

森林環境の調査研究

森林整備による効果を実証するため、水環境の変化等を調査し、森林づくりに役立てています。

市町村 事業 (25.0%)

森林環境を保全するための事業(17.8%)

- ・森林環境交付金事業【地域提案重点枠】(17.3%)
- ・市町村有林等の森林整備促進事業(0.5%)

森林づくりの意識を醸成するための事業(7.2%)

- ・森林環境交付金事業【森林環境基本枠】(7.2%)

森林環境交付金事業【森林環境基本枠】

県民参画による森林づくりの意識を高めるため、全ての市町村が活用しています。

- ・小中学校における森林環境学習
- ・県民の参画(住民を対象とした自然観察会、林業体験等)
- ・森林の適正管理(森林の整備計画の作成、現況調査等)



森林環境交付金事業【地域提案重点枠】

森林環境の保全に重点的に取り組むため、独自の事業を提案した市町村が活用しています。

- ・森林整備(里山や森林環境学習フィールド等)
- ・県産間伐材の利活用(市町村有施設の内装木質化、外構施設整備、製品の設置)
- ・木質バイオマスの利活用(ペレットストーブの設置)
- ・その他



森林環境税に関する問い合わせ先

税の使いみちについて

福島県農林水産部森林計画課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

TEL 024-521-7425

ホームページ http://www.pref.fukushima.jp/forest_c/
E-mail shinrinkeikaku@pref.fukushima.jp

税の仕組みについて

福島県総務部税務課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

TEL 024-521-7069

ホームページ <http://www.pref.fukushima.jp/zeimu/>
E-mail zeimu@pref.fukushima.jp

表紙写真 第23回ふくしま緑の写真コンクール 金賞「万縁に憩ふ(いわき市)」 吉田浩子氏(いわき市)撮影